

平成26年度第1回
泉大津市都市計画審議会

議事摘録

平成26年11月13日（木）
午後2時00分

泉大津市役所3階大会議室

平成26年度第1回泉大津市都市計画審議会 議事摘録

【議 題】

- 審議案件 議案第1号 会長及び副会長の選出について
議案第2号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について
報告案件 報告第1号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について
報告第2号「南部大阪都市計画ごみ処理場の決定」について

【開催日時】 平成26年11月13日（木） 14:00～14:35

【開催場所】 泉大津市役所3階大会議室

【出席委員】

阿部委員	澤田委員	波床委員	森 委員	藤原委員
田淵委員	田中委員	村岡委員	清水委員	丸谷委員
森下委員	小橋委員	千百松委員		

【欠席委員】

久 委員 北島委員

【事務局】

市 長	伊藤 晴彦
都市政策部長	迫間 一郎
都市政策部次長	谷 誠次
都市政策部参事兼まちづくり政策課長	木岡 勉
まちづくり政策課係長	八木 勇司
〃	藤本 吉成
まちづくり政策課総括主査	有澤 久喜
まちづくり政策課主査	辻川 訓
環境課長	貴志 泰章

環境課係長	木山	健治
〃	中塘	健
環境課総括主査	寺田	和夫
農業委員会事務局参事	南出	宏美
地域経済・人権市民協働統括監兼地域経済課長	松下	良
地域経済課課長補佐兼港湾振興担当長	中山	秀人

【傍聴者】

傍聴者 1名

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 傍聴者入場
- (3) 市長挨拶
- (4) 審議会委員の紹介
- (5) 議案第1号 会長及び副会長の選出について
互選により会長に阿部委員、副会長に澤田委員を選出
- (6) 議案第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）
原案どおり承認された
- (7) 報告第1号 南部大阪都市計画臨港地区の変更について（府決定）
- (8) 報告第2号 南部大阪都市計画ごみ処理場の決定について（高石市決定）
- (9) 閉会

【議事内容】

- (1) 開 会

【事務局】

本日の審議会の進行につきましては、規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、現在、会長及び副会長が任期満了により不在となっております。会長及び副会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、現委員数15名の方々のうち13名の委員のご出席をいただいておりますので、本市、都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

(2) 傍聴者入場

【事務局】

会議は原則公開となっており、本日は、1名の傍聴者が来場しております。傍聴者の方は、入場の際に配付しております傍聴者心得を遵守していただきますようお願いいたします。

また、議事録は公表させていただいております。会議の記録のため必要に応じて写真撮影、録音等をさせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

(3) 市長挨拶

(4) 審議会委員の紹介

(5) 議案第1号 会長及び副会長の選出について

【事務局】

本市、都市計画審議会条例施行規則第2条第1項において学識経験を有する者の内から、委員の選挙によって定めると規定されておりますが、審議を円滑に進めるため、事務局よりご推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

会長には、株式会社NPCコーポレーション大学問題研究所所長の阿部 功様に、副会長には、泉大津商工会議所会頭の澤田 隆生様にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

ご異議がないようでございますので、議案第1号の会長及び副会長の選出につきましては、会長は阿部 功様、副会長は澤田 隆生様に決定いたします。

(6) 議案第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

【事務局】

まず、最初に議案書の訂正がございます。議案書の5ページ、新旧対照表の池浦町五丁目の変更理由の中で死亡となっておりますが、正しくは故障でございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、前のスライドでご説明いたしますので、お手元の議案書と併せて、ご覧ください。議案書の説明に入る前に、生産緑地制度につきまして、簡単に 説明させていただきます。

大都市地域では、住宅、宅地供給の必要性から、市街化区域内農地の積極的な活用が求められています。そのような中で、農地等の生産活動に裏付けられ

た緑地機能に着目して、災害の防止や都市環境に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市機能の形成を図るための都市計画制度でございます。議案書の4ページを、ご覧ください。

今回、変更しようとする地区の内訳でございますが、備考欄に記載しておりますように、追加地区1件、廃止地区2件、区域変更1件の計4件でございます。

議案書の5ページをご覧ください。今回は、廃止地区がありますので、本市の生産緑地の地区数は、186地区となり、面積につきましては、約0.30ha減少し、約31.46haとなります。

それでは、それぞれの地区につきまして、個別にご説明させていただきます。議案書の6ページを、ご覧ください。

まず、池浦町五丁目2地区でございますが、地区指定の廃止を行うものでございます。次に、7ページ、寿町1地区につきまして、地区指定の一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。次に、寿町10地区につきまして、寿町1地区の分割により地区名称の追加を行うものでございます。次に、8ページ、板原町二丁目4地区につきまして、地区指定の廃止を行うものでございます。変更理由につきましては、4地区とも同様でございますが、主たる従事者の故障により農業の継続が困難であるという理由で、生産緑地法第10条の規定による買取り申出後、同法第14条の規定する行為の制限解除により、地区指定の追加または廃止、一部を廃止するものでございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第17条の縦覧に際しての意見書の提出はございませんでした。以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号南

部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【会長】

議案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

【委員】

異議なし。

【会長】

ご異議がないようでございますので、議案第2号については、原案どおり承認いたします。

(7) 報告第1号 南部大阪都市計画臨港地区の変更について

【事務局】

本件につきましては、大阪府決定でございますので、報告説明とさせていただきます。また、案件の要点につきましては、前のスライドを用いてご紹介いたしますので、議案書と併せてご覧いただきたいと思います。議案書の9ページから、ご覧いただきたいと思います。

「臨港地区」とは、港湾に備わる物流や生産をはじめ、様々な機能を十分に発揮するために定めるものです。臨港地区に指定されますと、港湾法に基づき、港湾の管理運営に支障となる構築物が無秩序に混在することを防ぐなど、一定の規制がかかります。

今回の変更では、新たに夕風町地区で埋立が完了いたしました約5.6ha

について、土地利用を図るため、追加指定するものであります。本市夕風町地区は、港湾法第三条の三の規定に基づく堺泉北港港湾計画において全区域、予定臨港地区となっており、埋立竣工した土地については、利用開始までに臨港地区の指定を行っております。

なお、夕風町地区の用途地域につきましては、全域準工業地域に指定しております。

今回の変更により、本市の臨港地区は約341.1haから約5.6ha増加し約346.7haとなります。以上簡単ではございますが、報告第1号南部大阪都市計画臨港地区の変更についての報告を終わります。

【会長】

報告案件につきましては、以上となりますが、ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

報告案件につきまして、意見なしと致します。

(8) 報告第2号 南部大阪都市計画ごみ処理場の決定について

【事務局】

本案件は泉大津市、和泉市、高石市で構成する泉北環境整備施設組合の資源ごみの処理施設である資源化センターを建設するために必要な都市計画手続きであり、その大部分が高石市の市域となります。

また、資源化センターでは、分別収集物の手選別、圧縮、梱包までを実施するものであり、一般的な廃棄物処理施設のような環境影響度の高い施設ではございません。そのため、平成26年7月16日に、高石市単独での都市計画決定を行ったものですが、本市においても利用する施設でございますので、報告案件として報告させていただくものです。

それでは、資源化センターの整備について説明させていただきます。

まず、泉北クリーンセンターについてですが、泉大津市、和泉市、高石市の構成3市から排出されたごみを処理しており、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、資源ごみ小型選別施設の3つの処理施設で構成されております。

このうち資源ごみ小型選別施設であります。昭和55年の稼働開始より約30年が経過しており、点検体制を強化し、適正な運転、維持管理に取り組んでいるものの、老朽化が進み資源ごみの適正処理に困難が生じてきております。

また、構成3市では、ごみの発生、排出抑制を推進するとともに、分別収集の充実による、ごみの資源化を推進していますが、容器包装プラスチックの分別収集へと拡充していく必要があり、当該収集物の処理体制を早急に整備していくことが求められております。

これらの課題を解消するため、この老朽化した資源ごみ小型選別施設を更新することで、新たな分別収集形態にも対応した処理体制を整備し、安定した資源化処理を行える資源化センターを整備するものでございます。

それでは、議案書の16ページを、ご覧ください。こちらが、高石市で決定されました南部大阪都市計画ごみ処理場の決定の計画書でございます。名称としまして、225-1 泉北環境整備施設組合資源化センター。位置としまして、高

石市取石6丁目、和泉市上代町地内。面積としまして、約5,400㎡。備考としまして、処理能力25t/日の内、缶、ビン等、17t/日、ペットボトル、容器包装プラ、8t/日となっております。議案書の17ページには、新旧対照表を示しておりますのでご参照ください。

次に、議案書の18ページを、ご覧ください。こちらは、区域図になります。グリーンの線で囲まれた区域が、泉北環境整備施設組合の泉北クリーンセンターの区域となり、ブルーの線で囲まれております区域が、今回、資源化センターとして決定されました。

ここで、議案書にはございませんが、参考としまして、生活環境影響調査につきましてスライドでご説明させていただきます。

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設に伴う周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、生活環境保全対策等について検討を行うためのものがございます。

今回の評価結果ですが、大気質、騒音、振動、悪臭の各項目すべてにおいて、基準値以下および基準値範囲内であり、周辺環境へ及ぼす影響は小さいと評価されました。なお、水質に関しましては、場内排水を公共下水道に排水する計画となっているため、今回の調査項目から除外しております。

高石市の決定に至るまでに、説明会等や、都市計画法に基づく縦覧が行われましたが、高石市都市計画審議会において、都市計画上、施設の位置、規模に関して、特に問題は無いと判断されております。

これらの説明会等については、本市市民も利害関係人であるため、本市広報紙で周知を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上簡単ではございますが、報告第2号南部大阪都市計画ごみ処理場の決定についての報告を終わります。

【会長】

報告案件につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

報告案件につきまして、意見なしと致します。

(8) 閉会

【会長】

以上をもちまして、平成26年度第1回泉大津市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。